

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号））

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>2 次の各号に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</u></p> <p>(1) <u>幼稚園教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）をいう。）</u></p> <p>(2) <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法第2条第1項に規定する教育公務員のうち、区立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。）</u> (育児休業に伴う臨時的任用職員の給与)</p> <p>第22条 <u>育児休業法第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）</u>の給与は、任命権者が、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て、定める。</p> <p>2 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第26条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（墨田区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の墨田区規則で定める日（次条及び第26条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（墨田区規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p>	<p>[同左]</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>2 幼稚園教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（区立幼稚園の園長並びに副園長、教諭及び養護教諭に限る。）をいう。）</u>の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>(臨時職員の給与)</p> <p>第22条 <u>臨時的に任用される職員</u>の給与は、任命権者が、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て、定める。</p> <p>2 [略]</p> <p>[同左]</p> <p>第26条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（墨田区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の墨田区規則で定める日（次条及び第26条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死</p>

<p>2～5 [略]</p> <p>第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) [略] (勤勉手当)</p> <p>第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（墨田区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の墨田区規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（墨田区規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2～6 [略] (特定職員についての適用除外)</p> <p>第27条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第6条第2項から第6項までの規定は、</u> <u>臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></p>	<p>亡した職員（墨田区規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第26条の2 [同左]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3)・(4) [略] [同左]</p> <p>第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（墨田区規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の墨田区規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、</u>又は死亡した職員（墨田区規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2～6 [略] [同左]</p> <p>第27条の4 [略]</p> <p>2 [略] [新設]</p>
---	--

第2条による改正（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年墨田区条例第4号））

改 正 案	現 行
-------	-----

